

令和元年度  
備前圏域相談支援事業者  
に対する集団指導資料  
【 相談支援編 】

令和2年3月24日



備前県民局  
玉野市  
備前市  
瀬戸内市  
赤磐市  
和気町  
吉備中央町

## 資 料 目 次

### ◎ 相談支援の充実等について

(1) 相談支援の充実について ..... 1

(2) 相談支援従事者研修制度の見直し等について ..... 2

(3) サービス管理責任者等の研修体系の見直し等について ..... 3

(4) 令和2年度における国研修の開催予定について ..... 4

### ○ 基幹相談支援センターの役割のイメージ ..... 5

### ○ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について ..... 5

### ○ 見直しのスケジュール ..... 6

### ○ 相談支援専門員研修制度の見直しに関するこれまでの経緯 ..... 6

### ○ 相談支援専門員の研修制度の見直しについて ..... 7

### ○ 相談支援専門員・サービス管理責任者の研修体系 ..... 7

### ○ 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要 ..... 8

### ○ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等 の見直し概要 ..... 8

### ○ サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱い の緩和等について ..... 9

### ○ 障害者の地域生活への移行等について

(1) 障害者の地域生活への移行について ..... 10

### ○ 自立生活援助について ..... 12

### ○ 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の利用者数実績等 ..... 13

### ○ 説明趣旨 ..... 14

## 9 相談支援の充実等について

### (1) 相談支援の充実について

#### ① 相談支援の充実強化及び基幹相談支援センターの設置促進について

##### 【関連資料 1、2】

相談支援事業については、平成 31 年 4 月時点で指定特定・指定障害児相談支援事業所 10,202 事業所、従事する相談支援専門員の数は 22,453 人となっており、相談支援に係る制度改正を行う前の平成 24 年度と比較すると、事業所数で 3.6 倍、従事者数が 4 倍となっている。また、基幹相談支援センター設置市町村数は 687/1,741 市町村(39.5%)と年々増加(平成 30 年 4 月時点から 37 市町村増加)してきており、全国的な体制整備が進みつつある状況となっている。

一方、1 事業所当たりの相談支援専門員が少ないなど運営体制が脆弱な事業所が多い状況があることから、市町村又は障害保健福祉圏域における相談支援事業所及び相談支援専門員の育成や援助の取組など更なる相談支援体制の充実に向けた取組が求められている。そのため、第 6 期障害福祉計画の基本指針では、

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施
- ② 地域の相談支援体制の強化の取組の実施

を成果目標として設定し、それぞれの市町村において、地域における相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくこととしている。

市町村においては、第 6 期障害福祉計画の検討にあたり、相談支援の充実強化についてもあわせて計画的に推進することをお願いするとともに、基幹相談支援センターがこれらの取組の中心となることを想定していることから、基幹相談支援センターを設置していない市町村においては、地域の相談支援体制の充実を図る観点から基幹相談支援センターの設置を検討されたい。

この検討にあたっては、協議会等を活用した管内相談支援事業者等との官民協働の体制の中での推進をお願いする(障害福祉計画の策定にあたっては法第 88 条第 9 項において協議会の意見聴取に努めることとしている旨にも留意されたい)。

また、令和元年度においては、地域における相談支援専門員の人材育成と支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センター等において計画相談支援等によるモニタリング内容を検証する手法等に関するガイドラインを作成しており、令和元年度末にお知らせする予定としている。

#### ② 主任相談支援専門員について【関連資料 3】

平成 30 年度より、基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を創設し、基幹相談支援センターの人員配置に加えたところである。

主任相談支援専門員の養成については、平成 30 年度及び令和元年度の 2 カ年、国による直接養成を実施してきたところであるが、令和 2 年度以降は、各都道府県において主任相談支援専門員の養成を行うこととなる。養成研修に係る実施要綱については、平成 30 年度末に発出しているところであり、準備が整った都道府県から養成を始められたい。

各都道府県においては、地域における人材養成や地域作りの中核を担う人材を早期に養成する観点から、基幹相談支援センターに配置されることが見込まれる相談支援専門員を優先的に養成することが望ましく、市町村との連携を図り、計画的な主任相談支援専門員の養成に努められたい。

## （2）相談支援従事者研修制度の見直し等について【関連資料 3、4、5】

### ① 相談支援従事者研修制度の見直しについて

相談支援従事者研修制度の見直しに関しては、第 91 回社会保障審議会障害者部会（平成 30 年 10 月 24 日）において、「あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理」すること等とされた。

これを受け、平成 31 年 2 月から 3 月にかけ、「相談支援の質の向上に関する検討会」を開催し（計 4 回）、とりまとめを行うとともに、とりまとめの内容について、第 94 回社会保障審議会障害者部会（令和元年 6 月 24 日）において報告を行った。

令和元年 9 月にとりまとめの内容を反映した新たな告示及び研修要綱を公布・発出するとともに、新カリキュラムの内容について、令和元年度相談支援従事者指導者養成研修にて説明を行った。

各都道府県においては、令和 2 年度から、新たな告示及び研修要綱に基づき相談支援従事者研修を実施していただくこととなるため遺漏なきようお願いする。

### ② 意思決定支援研修について【関連資料 6、7】

令和 2 年度予算案（地域生活支援事業）においては、意思決定支援研修を専門コース別研修の新たな研修メニューに追加したことから積極的に取り組まれたい。

## （3）サービス管理責任者等の研修体系の見直し等について

### ① サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直しについて【関連資料 8、9】

令和元年度より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成に係る研修制度を見直し、こ

これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分け、段階的に実践的なサービス管理責任者等の養成を図ることとしている。あわせて、更新研修を創設し、現任者についても一定期間ごとに支援の質の維持・向上を図ることとしている。

各都道府県においては、新たな研修制度に基づくサービス管理責任者等の養成を円滑に進めていただきたい。

なお、研修制度見直しに伴う経過措置は、関連資料9記載のとおりであるので、ご留意いただきたい。

## ② 専門コース別研修について【関連資料6、7】

令和2年度予算案（地域生活支援事業）においては、サービス管理責任者等研修に専門コース別研修を創設し、意思決定支援研修を研修メニューに盛り込んだことから積極的に取り組まれたい。

なお、サービス管理責任者等研修における、意思決定支援研修以外の専門コース別研修については、現在、令和3年度からの実施に向けて厚生労働省科学研究において、研修内容等の検討を行っているところである。

## ③ 各都道府県におけるサービス管理責任者等研修の開催頻度等について

サービス管理責任者等研修の実施に当たり、一部の都道府県において、研修受講を希望しているにもかかわらず、事業所が所在する都道府県において研修を受講できない場合があるとのご意見をいただいているところである。各都道府県において設定している研修回数や受講者数等について、管内の研修受講ニーズを十分踏まえ、可能な限り受け入れが可能となるよう適切に実施いただきたい。

あわせて、相談支援専門員研修の開催回数等についても同様に、再度点検いただくようお願いする。

また、今回のサービス管理責任者等研修の見直しに伴い、平成30年度までのサービス管理責任者等の研修修了者が資格を更新する場合については、令和5年（2023年）度末までに更新研修を受講する必要がある。

このため、各都道府県における更新研修の実施に当たっては、受講見込み者数を適切に見積もった上で、各年度の研修の定員規模及び開催回数を設定されたい。例えば、受講期限の最終年度に受講者が集中することがないよう、平成18年度から20年度までに研修を修了した者については令和元年度、平成21年度から23年度までに研修を修了した者については令和2年度に受講を促すなど、計画的な更新研修の受講が可能となるようご配慮いただきたい。

## ④ 特区告示の令和3年3月31日限りでの廃止について

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和元年7月16日閣議決定）に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規

定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成 22 年厚生労働省告示第 340 号）（特区告示）を令和 3 年 3 月 31 日限り廃止することになった。（令和元年厚生労働省告示第 119 号。令和元年 9 月 19 日公布）

なお、特区告示により読み替えて適用するサービス管理告示に定めるサービス管理責任者資格要件を満たすサービス管理責任者及びサービス管理告示に規定するサービス管理責任者基礎研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、本件告示の規定は、なおその効力を有することとする。

#### （4）令和 2 年度における国研修の開催予定について【関連資料 6】

令和 2 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者等に係る国研修の受講者の要件については、令和元年度と同様、これまでの国研修との一定の継続性を保つ観点から、原則として、既受講者又は次年度も継続して受講できる者とする予定である。

令和 2 年度については、相談支援専門員指導者養成研修に「主任相談支援専門員指導者養成研修」を追加し、サービス管理責任者等指導者養成研修に「意思決定支援研修」を追加する予定としており、従来、3 日間の研修だったものが、それぞれ 1 日増の 4 日となるのでご留意いただきたい。

また、開催の日程については、以下のとおりとする予定であるので、都道府県におかれでは、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

##### 相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：令和 2 年 5 月 26 日（火）～29 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

##### サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）

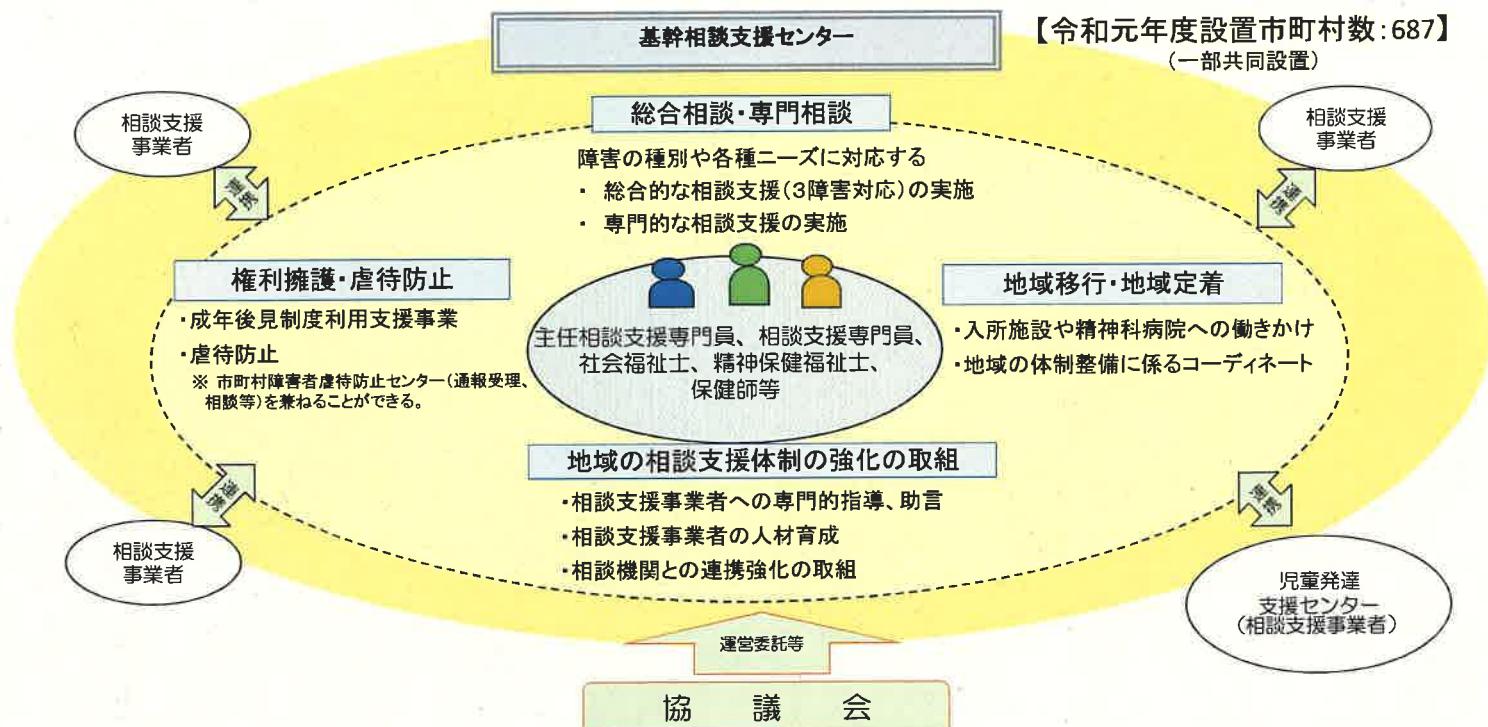
- 日時：令和 2 年 9 月 15 日（火）～18 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

## 基幹相談支援センターの役割のイメージ

関連資料1

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

- ※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。  
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



## 成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

関連資料2

### 現状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員の数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められている。

### 成果目標(案)

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

#### 【成果目標(案)】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

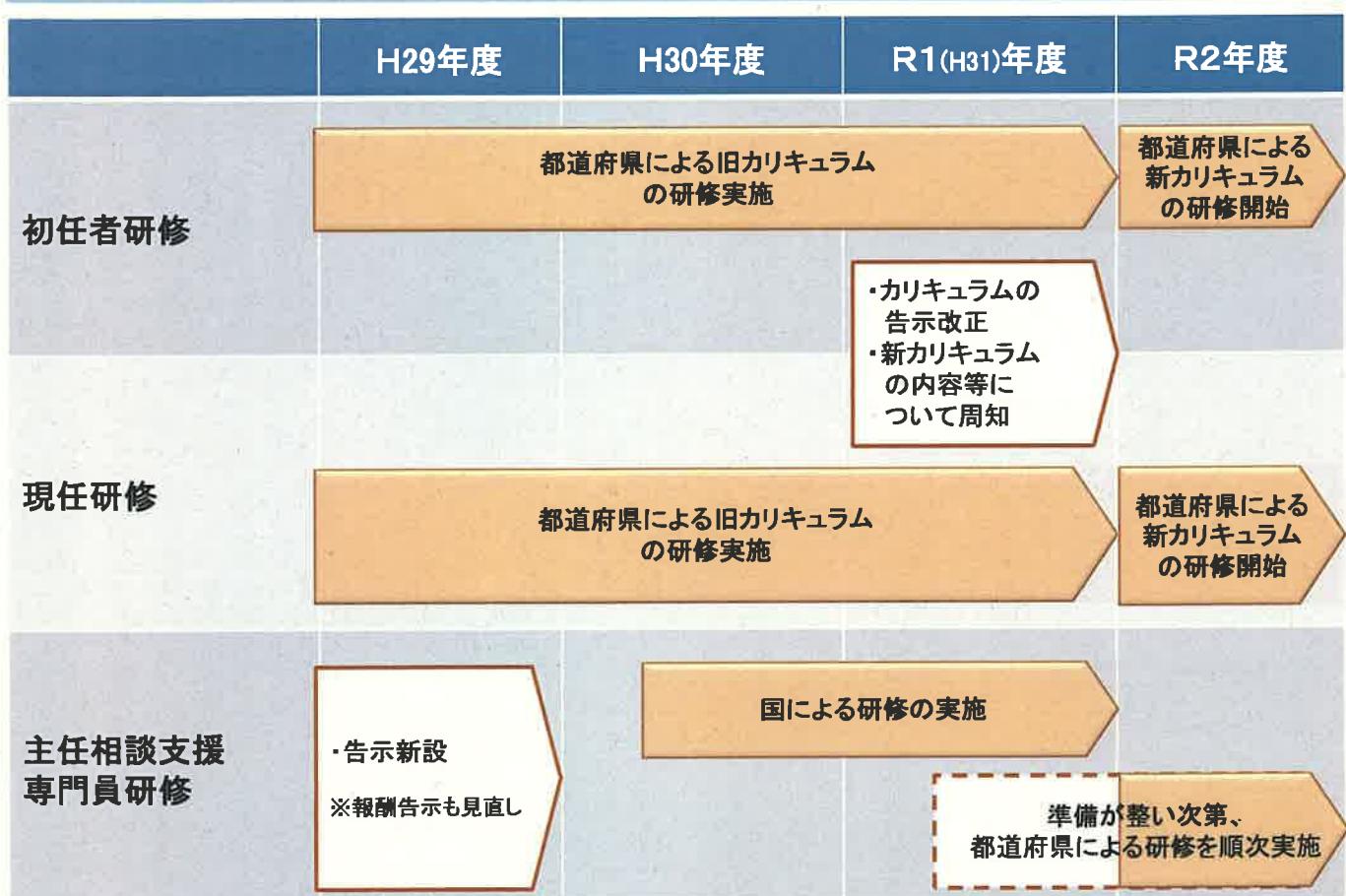
### 活動指標(案)

#### 事項

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 総合的・専門的な相談支援の実施 | 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施   |
| 地域の相談支援体制の強化    | 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言<br>地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施<br>地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施 |

## 見直しのスケジュール

関連資料3



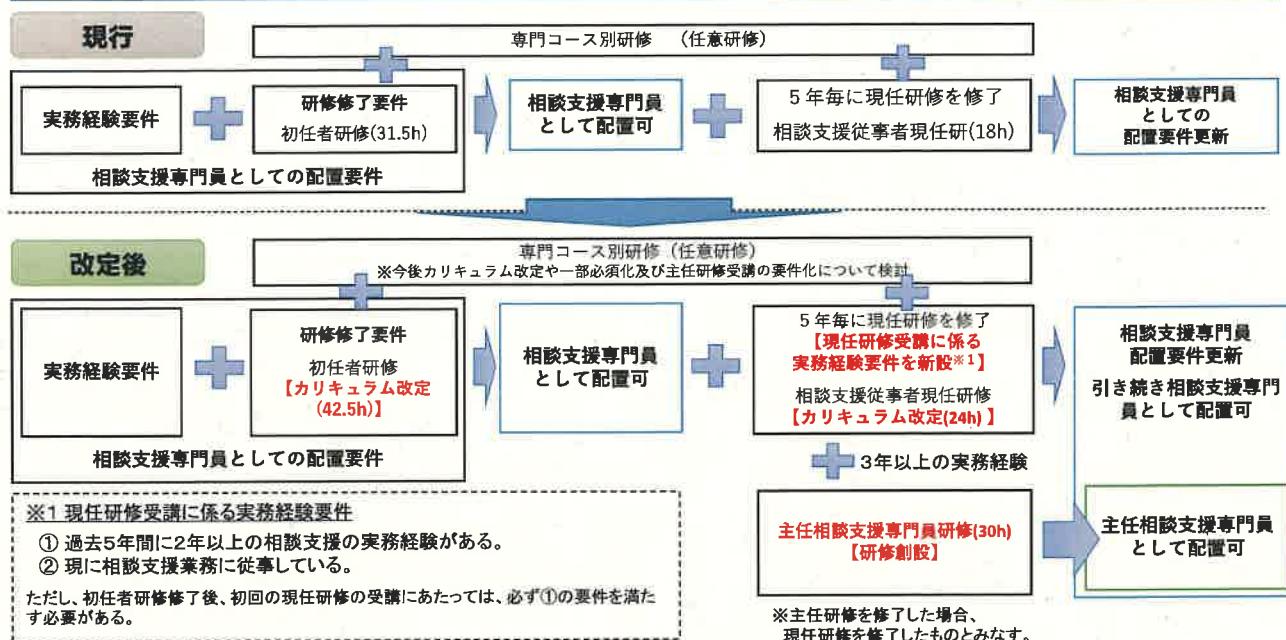
## 相談支援専門員研修制度の見直しに関するこれまでの経緯

関連資料4

時期	内容	社会保障審議会障害者部会 (R1・6・24) 資料を一部修正
平成27年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し等の指摘</li> </ul>	
平成28年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言</li> </ul>	
平成28年～平成29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発</li> </ul>	
平成30年3月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告</li> </ul>	
平成30年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第91回社会保障審議会障害者部会において、見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針について議論</li> </ul>	
平成31年2月14日～平成31年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6回～第9回相談支援の質の向上に関する検討会を開催（計4回）</li> </ul>	
平成31年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第93回社会保障審議会障害者部会において、検討会の進捗状況について報告</li> </ul>	
平成31年4月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」（第6回～第9回）における議論の取りまとめを厚生労働省ホームページに掲載</li> </ul>	
令和元年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第94回社会保障審議会障害者部会において、検討会の検討結果について報告</li> </ul>	
令和元年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな研修カリキュラムを反映した告示・研修要綱を公布、発出 施行は令和2年4月1日</li> </ul>	

## 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(※1)を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に勤める環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。



### <相談支援専門員・サービス管理責任者の研修体系>

#### 【国研修】

(国で実施する研修)

事項	期間	実施方法	変更内容	備考
主任相談支援専門員養成研修	5日間	委託 (民間団体)	廃止	・相談支援従事者指導者養成研修(国リハ学院)に統合

(国立リハビリテーション学院で実施する研修)

事項	期間	実施方法	変更内容	備考
相談支援従事者指導者養成研修	初任研修	3日間 ↓ 4日間	国リハ学院	・主任相談支援専門員養成研修を統合 ・3日間から4日間に拡充 ・5月下旬に開催予定
	現任研修			
	主任研修			
サービス管理責任者等指導者養成研修	3日間 ↓ 4日間	国リハ学院	拡充	・意思決定支援に関する研修を追加(+5時間) ・3日間から4日間に拡充 ・9月中旬に開催予定

#### 【都道府県研修】

(都道府県で実施する研修(地域生活支援事業)) ※(ー)は変更なし

事項	内容	変更部分
相談支援従事者研修	初任・現任研修	ー
	専門コース別研修	意思決定支援研修カリキュラム(5H)を追加
相談支援従事者主任研修	ー	ー
サービス管理責任者研修	基礎・実践・更新研修	ー
	専門コース別研修	意思決定支援研修カリキュラム(5H)を追加

## 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

関連資料7

### 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の扱い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

### 意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

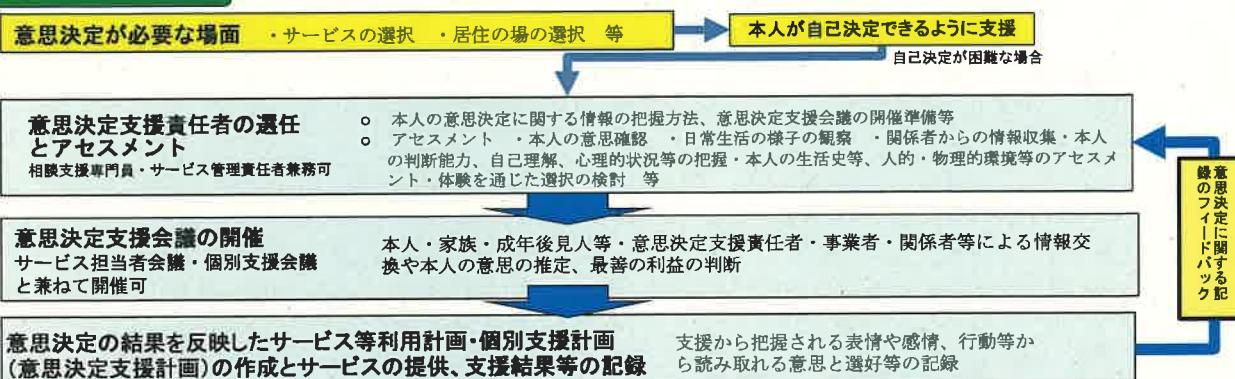
#### 《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

#### 《意思決定を構成する要素》

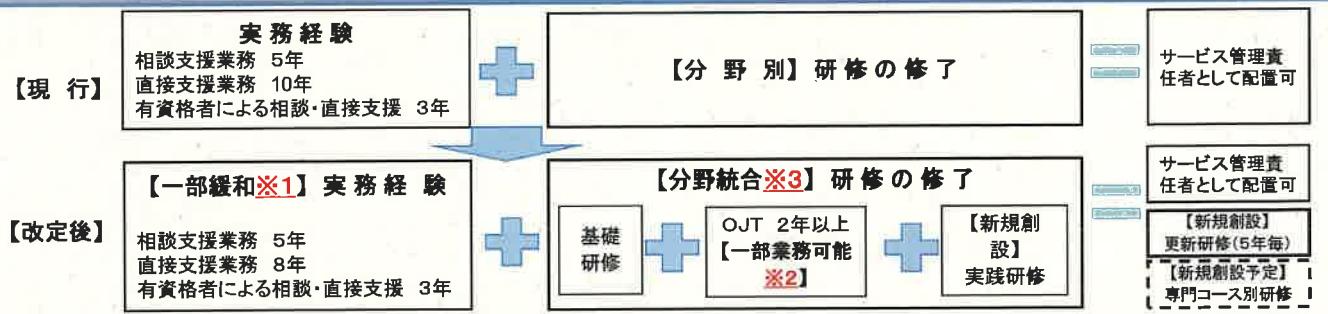
- (1) 本人の判断能力  
障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。
- (2) 意思決定支援が必要な場面
  - ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面)
  - ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)
- (3) 人的・物理的環境による影響  
意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

### 意思決定支援の流れ



## サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要

関連資料8



### 見直し内容の詳細 (R1.4~)

#### 【現 行】

##### ※1 実務経験の一部緩和

直接支援業務 10年

##### 実務経験を満たして研修受講

- ・相談支援業務 5年
- ・直接支援業務 10年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年

##### ※2 配置時の取り扱いの緩和

研修修了後にサービス管理責任者として配置可

##### ※3 研修分野統合による緩和

- 各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施
- 修了した分野及び児童発達支援管理責任者にのみ従事可

#### 【改定後】

##### 直接支援業務 8年

※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。

基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講

【基礎研修受講時の実務経験】(現行→改訂後)

- ・相談支援業務 5年→3年
- ・直接支援業務 8年→6年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年

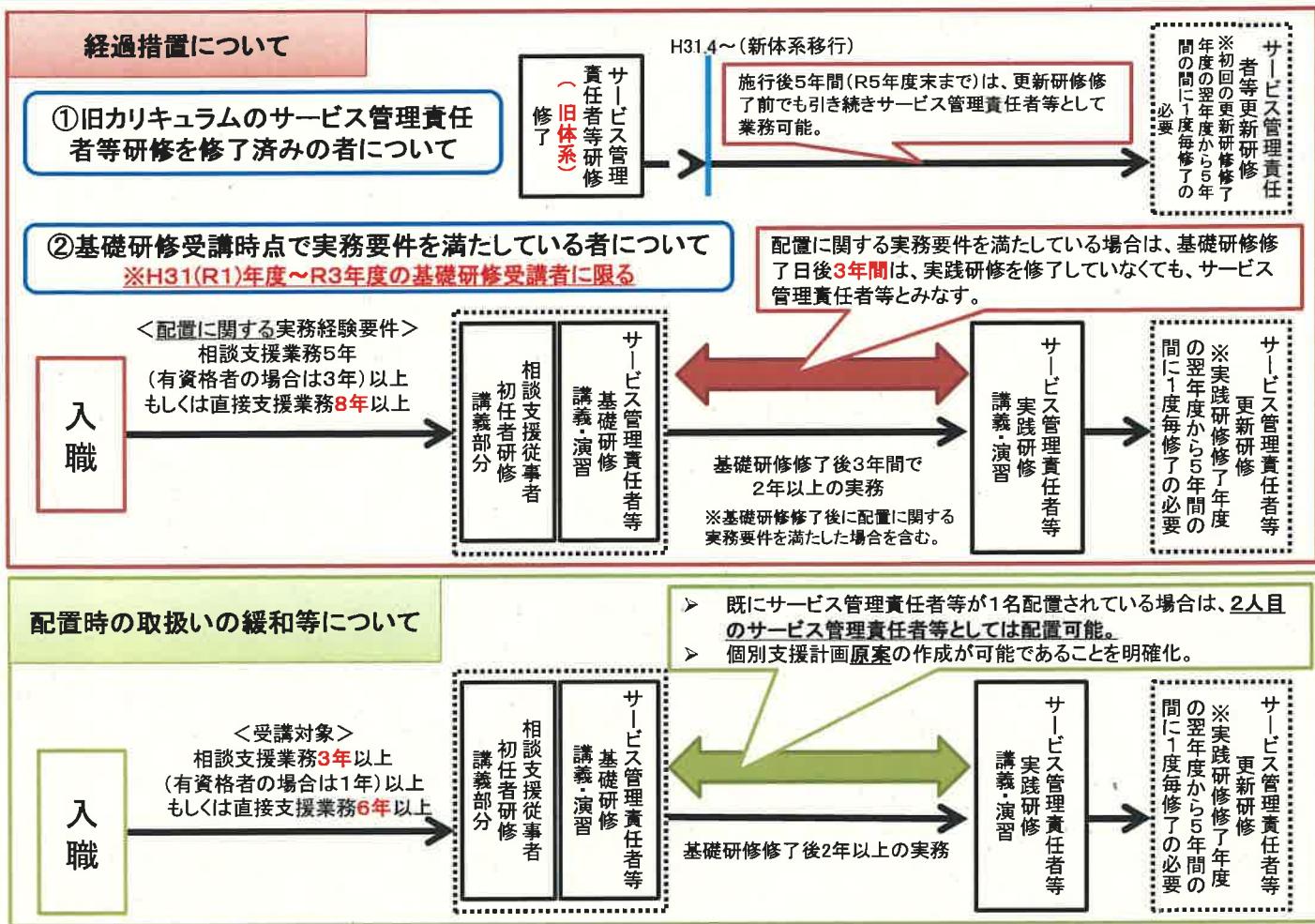
既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、2人目以降のサービス管理責任者として配置可とするとともに、個別支援計画原案の作成を可能とする。

- サービス管理責任者の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施

- 他分野に従事する際の再受講は必要なし

※ 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者みなす。

## サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



## 10 障害者の地域生活への移行等について

### (1) 障害者の地域生活への移行について

#### ① 自立生活援助について

平成 30 年 4 月に施行された自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスであり、令和元年 10 月時点で、183 事業所（38 都道府県）において、789 人が利用している。

#### 【関連資料 1、2】

自立生活援助の対象者は、障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者のほか、現に一人暮らしをしている障害者や障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないなど実質的に一人暮らしと同様の障害者も対象となる。

自立生活援助の標準利用期間は 1 年間としているが、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の審査を経て更新が可能である。

自立生活援助は、障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者が地域生活を継続するために有効なサービスであるとともに、現に一人暮らしをしている障害者等が住み慣れた地域で引き続き生活を可能とするサービスであるため、都道府県並びに市町村におかれては、管内のニーズ等の把握に努めていただくとともに、事業者の指定や支給決定の実施等、自立生活援助の活用に努めていただくようお願いする。

#### ② 地域相談支援について

平成 24 年 4 月から施行された地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）は、平成 30 年の報酬改定において、地域移行実績等を評価した新たな基本報酬（地域移行支援サービス費 I）や深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）における電話による相談援助を評価した報酬（緊急時支援費 II）を設定したことから、利用者数が増加傾向にあるものの障害福祉計画における利用見込量を大きく下回る水準で推移しており、都道府県毎の利用実績に大きな差が生じている現状である。【関連資料 3】

地域相談支援の利用実績がない若しくは低調な理由については、複数の要因があると推測されるところであるが、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行は、障害福祉計画における継続した課題となっていることから、都道府県並びに市町村においては、地域相談支援の積極的な活用を検討願いたい。

特に、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行に関しては、所

在の確認が難しい事例も散見されるが、国立精神・神経医療研究センターが公開している「地域精神保健医療福祉資源分析データベース ReMHR AD（リムラッド）」を活用することで、精神科病院に入院している方の状況（現在の所在病院・元住所地の市区町村）を検索すること等が可能なので、地域相談支援を必要とする精神障害者に対して確実に支援が届くよう、実態把握に努められたい。【関連資料4】

また、地域相談支援と自立生活援助を組み合わせることで、地域移行する障害者への支援をより効果的に実施することが可能であり、相談支援事業者が自立生活援助を実施する場合は兼務要件等が緩和されているので、合わせて活用を検討願いたい。

### ③ 福祉施設入所者の地域生活への移行について

障害福祉計画における基本指針では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」について第1期から継続して成果目標を設定しており、第5期障害福祉計画（平成30年～令和2年度）における目標は、「平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行」としている。

また、第6期障害福祉計画（令和3年～令和5年度）における目標は、地域移行の重要性は変わらないものの、施設入所者の重度化・高齢化等により地域移行者数が減少傾向にあること、一方、障害者の重度化・高齢化に対応するための日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備等を踏まえ、「令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行」とする予定としている。

都道府県並びに市町村におかれては、自立生活援助や地域相談支援の活用、グループホームの整備促進、進捗状況の把握等に取り組み、第5期障害福祉計画期間における目標の達成に努めていただきたい。

また、第6期障害福祉計画の策定にあたっては、管内の福祉施設入所者のニーズ等の把握に努め、重度化・高齢化した障害者等で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型グループホームにより常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるよう必要なサービス提供体制の確保が図られるよう留意いただきたい。

## （2）共同生活援助（グループホーム）の利用促進について

### ① 日中サービス支援型グループホームについて

平成30年度報酬改定により創設された「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、また、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されるものであり、令和元年10月時点で、114事業所（36都道

# 自立生活援助について

関連資料1

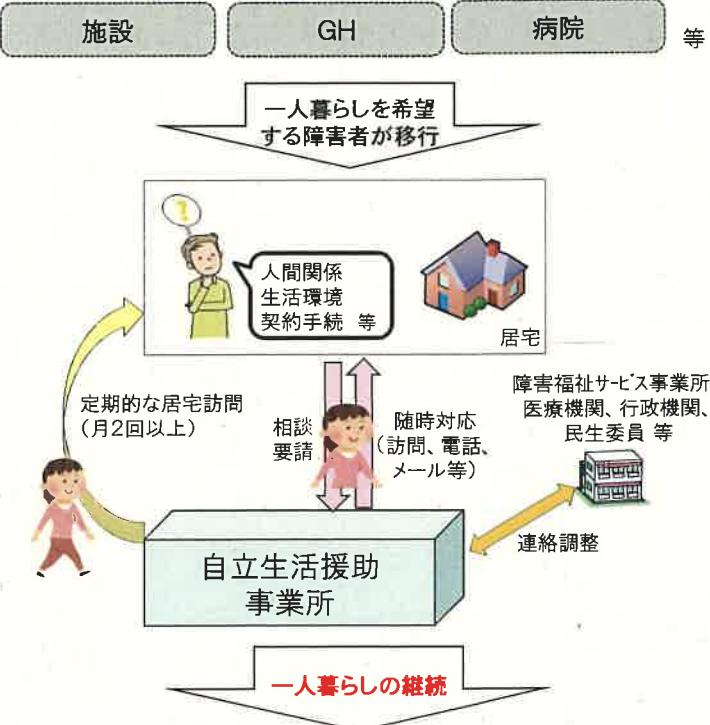
- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。（平成30年4月1日～）

## 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

## 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）



## 自立生活援助の現状

※令和元年10月サービス提供分(国保連データ)

関連資料2

### 事業所について [183事業所(38都道府県)]

#### ○都道府県毎の事業所数

北海道	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県
7	3	1	1	1	4	2	1	8	10	35	11	1	5	9	6	1
静岡県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県
7	7	4	2	9	8	1	3	1	3	5	1	1	2	4	1	3
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県													
4	7	3	1													

### 利用者について [789人]

#### ○都道府県毎の利用者数

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県
33	1	15	2	2	7	19	4	4	32	43	176	25	4	13	39	28	3
静岡県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
28	53	11	12	42	16	3	8	2	11	29	2	2	5	27	8	31	12
大分県	宮崎県	鹿児島県															
31	3	3															

#### ○状態毎の利用者数

退所等をしてから1年以内の者	320
上記以外の単身生活者 等	469

#### ○障害種別毎の利用者数

身体障害	知的障害	精神障害	難病等
55	205	529	0

#### ○年齢毎の利用者数

18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
0	8	77	126	204	237	91	46

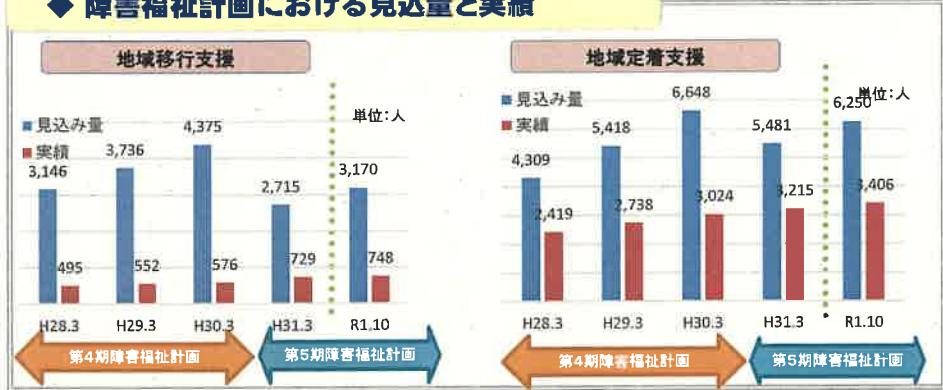
#### ○障害支援区分毎の利用者数

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
4	14	62	200	263	32	214

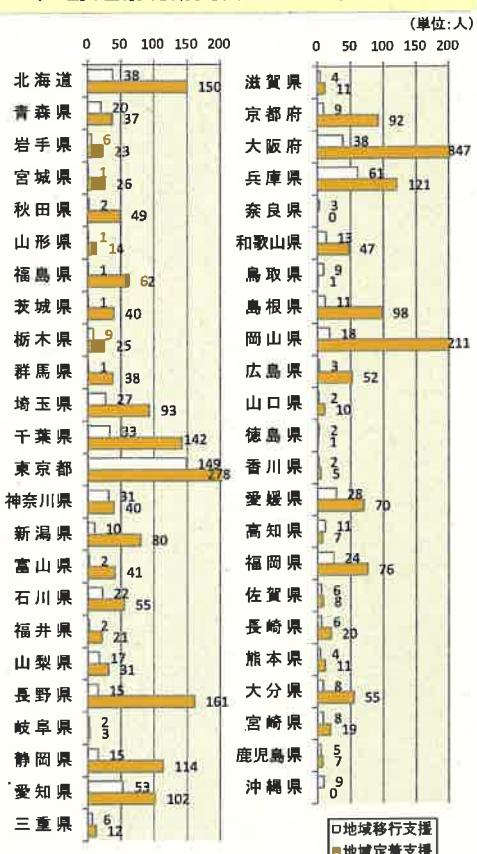
## 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

関連資料3

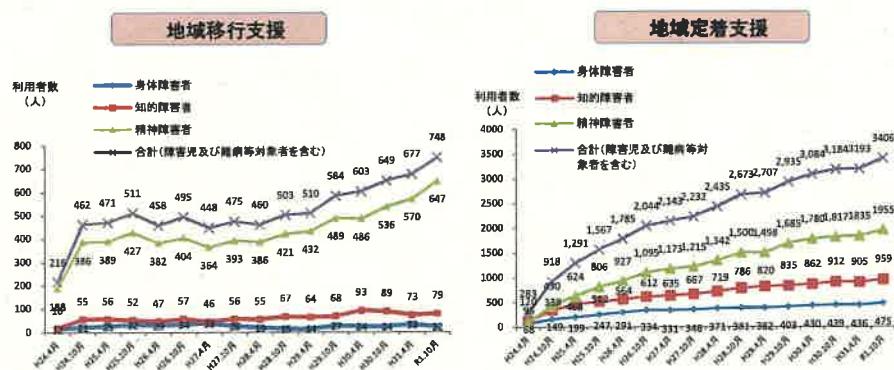
### ◆ 障害福祉計画における見込量と実績



### ◆ 都道府県別利用者数 (R1.10)



### ◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4～R1.10)



## 9 相談支援の充実等について

- 相談支援事業については、更なる相談支援体制の充実に向けた取組が求められているため、第6期障害福祉計画の基本指針では、
  - ① 総合的・専門的な相談支援の実施
  - ② 地域の相談支援体制の強化の取組の実施を成果目標として設定し、それぞれの市町村において、地域における相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくこととしている。  
市町村においては、第6期障害福祉計画の検討に当たり、相談支援の充実強化についても併せて計画的に推進することをお願いするとともに、基幹相談支援センターを設置していない市町村においては、基幹相談支援センターの設置を検討されたい。
- 主任相談支援専門員の養成については、平成30年度及び令和元年度の2ヵ年、国による直接養成を実施してきたところであるが、令和2年度以降は、各都道府県において主任相談支援専門員の養成を行うこととなる。各都道府県においては、市町村との連携を図り、計画的な主任相談支援専門員の養成に努められたい。
- 相談支援従事者研修制度の見直しに関しては、令和2年度から、新たな告示及び研修要綱に基づき相談支援従事者研修を実施していただくこととなるため遺漏なきようお願いする。また、令和2年度予算案（地域生活支援事業）においては、意思決定支援研修を専門コース別研修の新たな研修メニューに追加したことから積極的に取り組まれたい。
- サービス管理責任者等研修の実施に当たり、一部の都道府県において、研修受講を希望しているにもかかわらず、事業所が所在する都道府県において研修を受講できない場合があるとのご意見をいただいているところである。各都道府県において設定している研修回数や受講者数等について、管内の研修受講ニーズを十分踏まえ、可能な限り受け入れが可能となるよう適切に実施いただきたい。併せて、相談支援専門員研修の開催回数等についても同様に、再度点検いただくようお願い。
- 毎年度開催している相談支援専門員及びサービス管理責任者等に係る国研修については、日時等が記載のとおり決定したところであり、追って各都道府県に推薦者の登録依頼をするので、今後の各都道府県における研修の企画・運営を担う予定者など適任者を推薦していただくよう、御協力を

お願い。

## 10 障害者の地域生活への移行等について

### (1) 障害者の地域生活への移行について

#### ① 自立生活援助について

自立生活援助は、一人暮らしの障害者等に対して、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスであり、令和元年10月時点で、38都道府県の183事業所において789の方が利用。

都道府県並びに市町村におかれては、管内のニーズ等の把握に努め、事業者の指定や支給決定の実施等、自立生活援助の円滑な施行に努めていただくようお願い。

#### ② 地域相談支援について

地域相談支援は、利用者数が年々増加しているものの、利用実績が障害福祉計画における利用見込量を大きく下回る水準で推移しており、都道府県別の利用実績に大きな差が生じている。障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行は、障害福祉計画における継続した課題となっていることから、都道府県並びに市町村においても計画達成に向けて積極的な活用の検討をお願い。

#### ③ 福祉施設入所者の地域生活への移行について

施設入所者の地域生活への移行については、自立生活援助や地域相談支援の活用、グループホームの整備促進等に取り組み、引き続き、施設入所者の地域生活への移行に努めていただくようお願い。

また、第6期障害福祉計画の策定にあたっては、管内の福祉施設入所者のニーズ等の把握に努め、地域生活への移行が可能となるよう必要なサービス提供体制の確保が図られるよう留意願う。

### (2) 共同生活援助（グループホーム）の利用促進について

#### ① 日中サービス支援型グループホームについて

平成30年4月に創設された日中サービス支援型グループホームは、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型

であり、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されるサービスであり、令和元年10月時点で、36都道府県の114事業所において1,388の方が利用。

都道府県並びに市町村におかれでは、管内のニーズ等の把握に努め、事業者の指定や支給決定の実施等、日中サービス支援型グループホームの円滑な施行に努めていただくようお願い。

## ② グループホームの整備促進について

グループホームは、障害者の地域における住まいの場として大きな役割を担っており、グループホームの利用見込は今後も増加することから、引き続き、グループホームの整備促進に努めていただくようお願い。

## ③ グループホームの防火安全対策等について

グループホームの防火安全対策については、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願い。

また、グループホームにおける災害発生に備えた取組みについても、利用者の安全確保を第一に考え、促進を図るようお願い。

## (3) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について

矯正施設等を退所する障害者の地域生活への移行支援については、矯正施設等の退所後、グループホーム等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算により評価。

地域生活移行個別支援特別加算の算定実績は、全国的には増加傾向にあるが、算定実績の全くない自治体もあり、都道府県並びに市町村におかれでは、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組むようお願い。

## (4) 障害者ピアサポート研修事業について

地域移行や地域生活の支援に有効なピアサポートを担う人材の育成のため、令和2年度予算案（地域生活支援事業）において、「障害者ピアサポート研修事業」を創設。

なお、本事業の実施要綱は既に通知したところであるが、都道府県及び指定都市におかれでは、積極的な取組をお願い。